

資料2

令和元年度社会教育関係団体への補助金交付について

(単位：千円)

課名	補助金交付団体	補助金額 (() 内は前年度) 及び事業内容等
生涯学習振興課	千葉市PTA連絡協議会	<p>1,400 (1,400)</p> <ul style="list-style-type: none">・ PTA研究大会・ PTA広報紙発行事業・ 各種研修会派遣事業・ 広報担当者研修会・ PTA学級・ ブロック別研修会 <p>市PTA連絡協議会が行う各種研修会や広報紙発行等について、その経費の一部を補助することで、家庭と学校の協力・連携を深め、児童・生徒の健全育成、教育環境の向上を図ることを目的とする。</p>
	千葉ユネスコ協会	<p>23 (23)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国際理解教育事業 <p>千葉ユネスコ協会が行う交流活動等について、その経費の一部を補助することで、市民レベルの国際交流・相互理解を深めることを目的とする。</p>

<根拠規定>

社会教育法（昭和24年法律第207号）（抜粋）

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていらない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。